

栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度 特別対策補助金交付要綱

平成21年3月10日
告示第11号

改正 平成22年2月3日 告示第3号
改正 平成23年3月4日 告示第8号
改正 平成23年11月9日 告示第25号
改正 平成24年11月1日 告示第14号
改正 平成25年9月5日 告示第10号
改正 平成26年9月8日 告示第19号
改正 平成27年2月24日 告示第5号
改正 平成27年10月16日 告示第20号
改正 平成29年3月7日 告示第5号
改正 平成30年3月9日 告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第6条第9号の規定による平成29年度特別調整交付金交付基準に基づく長寿・健康増進事業及びこれに準ずる事業として広域連合長が必要と認めた事業（以下「特別対策」という。）に係る市町への補助について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が後期高齢者医療の特別対策に必要な費用に充てるため、市町に対して補助し、後期高齢者医療制度の円滑な施行に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、市町が行う特別対策に、必要な費用を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の左欄に定める区分ごとに、次の各号に掲げる額を比較して少ない方の額の合計額とする。

- (1) 別表の中欄に定める基準額と右欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
- (2) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

(交付の条件)

第5条 広域連合長は、この補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき付すものとする。

- (1) 事業内容の変更をする場合には、広域連合長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、広域連合長の承認を受けること。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、広域連合長が別に定める期間を経過するまで、広域連合長の承認を受けることなく、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書(様式第1号)を作成し、これを事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(申請手続)

第6条 市町の長は、交付申請書(様式第2号)に関係書類を添えて、広域連合長が定める期日までに広域連合長に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更交付申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、広域連合長が定める期日までに広域連合長に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

第8条 広域連合長は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

第9条 広域連合長は、前条の規定により交付の決定をしたときは、交付決定通知書(様式第4号)により速やかに交付決定の通知を、市町の長に対して行うものとする。

(補助金の概算払)

第10条 広域連合長は、補助金の概算払をする必要があると認めるときは、広域連合長が必要と認めた額の範囲内において、概算払をすることができるものとする。

2 前項の概算払を受けようとする市町の長は、補助金概算払請求書(様式第5号)を広域連合長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 市町の長は、当該年度の事業が完了したとき又は第5条第2号の規定により事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、事業実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、事業の完了の日から1か月を経過した日（第5条第2号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は当該年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに広域連合長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 広域連合長は、実績報告書の内容等を審査及び必要に応じて行う調査等により、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第7号）により市町の長に対して通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第13条 前条の規定により通知を受けた市町の長が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第8号）を広域連合長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 広域連合長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月10日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則（平成22年告示第3号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年告示第8号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年告示第25号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年告示第14号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年告示第10号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年告示第19号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年告示第5号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年告示第20号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年告示第5号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年告示第8号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費
長寿・健康増進事業の実施	広域連合長が必要と認めた額	事業を実施するために必要な次に掲げる経費
長寿・健康増進事業に準ずる事業として広域連合長が必要と認めた事業の実施		報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保管料、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金

様式第1号（第5条関係）

年度

後期高齢者医療制度特別対策補助金調書

(市町名)


広域連合		市町						備考		
歳出予算科目	交付決定額	歳入		歳出						
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち広域連合補助金相当額		支出済額	うち広域連合補助金相当額
	円		円	円		円		円	円	

- (注) 1 「市町」の「科目」は、款、項、目をそれぞれ記入すること。
 2 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
 4 歳入の「科目」について、市町の一般会計で歳入する場合は、「諸収入／雑入／雑入」によること。

様式第2号（第6条関係）

番 号
年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合長 様

市町長 

年度後期高齢者医療制度特別対策補助金の交付申請について

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 補助金申請額 金 円


2 関係書類

- (1) 年度後期高齢者医療制度特別対策補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 後期高齢者医療制度特別対策事業実施計画書（別紙2・3）
- (3) 年度歳入歳出予算（見込）書抄本

様式第3号（第7条関係）

番 号
年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合長 様

市町長 

年度後期高齢者医療制度特別対策補助金の変更交付申請について

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた 年度後期高齢者医療制度特別対策補助金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 補助金申請額

今回追加交付（一部取消）申請額	金	円
内訳 補助金既交付決定額	金	円
変更後補助金所要額	金	円

2 関係書類

- (1) 年度後期高齢者医療制度特別対策補助金所要額調書（別紙4）
- (2) 年度歳入歳出予算（見込）書抄本

様式第4号（第9条関係）

番 号

年度後期高齢者医療制度特別対策補助金(変更)交付決定通知書

市町

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度後期高齢者医療制度特別対策補助金については、

（ 次のとおり交付
決定内容の一部を次のとおり変更 ） することに決定されたので、通知する。

年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合長 印

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に定める事業であり、その内容は申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
（ 内今回増加額（今回減少額）	金	円 ）
補助金の額	金	円
（ 内今回追加交付額（今回減少額）	金	円 ）
- 3 この補助金は、交付要綱第4条に定める交付額の算定方法により行われるものである。
- 4 この補助金は、交付要綱第5条に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱第11条に定めるところにより行われなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合に、申請の取り下げをすることができる期限は 年 月 日とする。

様式第5号（第10条関係）

年度後期高齢者医療制度特別対策補助金概算払請求書

金 _____ 円


年 月 日付け第 号で交付決定の通知のあった 年度後期高齢者医療制度特別対策補助金のうち、次の金額を概算払で交付されるよう、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱第10条第2項の規定により請求します。

請求額の内訳	交付決定額	円
	(交付済額	円)
	今回請求額	円
	残 額	円

概算払の請求理由

年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合長 様

請求者 住所
市町長 

様式第6号（第11条関係）

番 号
年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合長 様

市町長 印

年度後期高齢者医療制度特別対策補助金の事業実績報告について

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記について、次により関係書類を添えて報告する。

1 補助金申請額

算定額	金	円
交付済額	金	円
超過交付額	金	円

2 関係書類

- (1) 年度後期高齢者医療制度特別対策補助金実績額調書（別紙5）
- (2) 後期高齢者医療制度特別対策事業実績報告書（別紙2・3）
- (3) 年度歳入歳出決算（見込）書抄本
- (4) その他関係書類

様式第7号（第12条関係）


番 号

年度後期高齢者医療制度特別対策補助金交付額確定通知書

市町

年 月 日付け第 号で交付決定の通知をした 年度後期高齢者医療制度特別対策補助金については、年 月 日付け第 号の事業実績報告に基づき、交付額が事業実績報告額と同額に確定されたので通知する。

年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合長 

様式第8号（第13条関係）

年度後期高齢者医療制度特別対策補助金交付請求書

金 _____ 円

年 月 日付け第 号で額の確定の通知のあった 年度後期高齢者医療制度特別対策補助金を、上記のとおり交付されるよう、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱第13条の規定により請求します。

年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合長 様

請求者 住所
市町長 印

別紙 1

平成 年度後期高齢者医療制度特別対策補助金所要額調査書

(市町名)

(単位：円)

事業区分	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入見込額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	対象経費の 支出す定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	広域連合 補助所要額 (G)	備考
長寿・健康増進事業の実施								
健康診査(追加項目)								
健康教育・健康相談等								
人間ドック等の費用助成								
はり・きゅう等利用費助成								
健康増進に資する事業								
長寿・健康増進事業に準ずる事業として広域連合長が必要と認めた 事業の実施								
合 計								

(注)

- 1 (A) 欄は本事業に要する全ての経費の見込み合計額を記入すること。
- 2 (E) 欄は、該当事業の実施計画書(別紙2・3)の基準額を記入すること。
- 3 (F) 欄は各事業内容ごとに(D)欄と(E)欄を比較して少ない方の金額を記入すること。
- 4 (G) 欄は各事業内容ごとに(F)欄と(C)欄を比較して少ない方の金額を記入すること。

別紙 2

後期高齢者医療制度特別対策事業（実施計画・実績報告）書
 （長寿・健康増進事業の実施）

（市町名）

事業分類			
事業名			
目的 ・ 事業内容			
基準額	（広域連合長が必要と認めた額）		円
事業実施（予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
対象経費の支出（予定）額	経費区分	経費区分毎の 支出（予定）額 円	積算内訳
	計		

- (注) 1 各事業ごとに別葉とすること。
 2 「事業分類」欄には、平成29年度特別調整交付金（算定省令第6条第9号）交付基準「1 長寿・健康増進事業」に記載されている事業(1)、(2)①、(4)及び(5)から選択して記入すること。
 3 「目的・事業内容」欄には、実施する事業について、目的、項目、対象、実施方法等を具体的に記入すること。

別紙 3

後期高齢者医療制度特別対策事業（実施計画・実績報告）書

（長寿・健康増進事業に準ずる事業として広域連合長が必要と認めた事業の実施）

（市町名）

事業分類			
事業名			
目的 ・ 事業内容			
基準額	（広域連合長が必要と認めた額）		円
事業実施（予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
対象経費の支出（予定）額	経費区分	経費区分毎の 支出（予定）額 円	積算内訳
	計		

- (注) 1 各事業ごとに別葉とすること。
 2 「事業分類」欄には、「運動・健康施設等利用費助成」、「保養施設（入浴・宿泊等）利用費助成」、「運動・健康増進等のための活動助成」及び「敬老会や趣味の集い等助成」から選択して記入すること。
 3 「目的・事業内容」欄には、実施する事業について、目的、項目、対象、実施方法等を具体的に記入すること。

平成 年度後期高齢者医療制度特別対策補助金所要額調書

(市町名)

(単位：円)

事業区分	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入見込額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	対象経費の 支出す定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	広域連合 補助所要額 (G)	補助金交付 決定額 (H)	差引追加交付 申請額 (G)-(H) (I)	備考
長寿・健康増進事業の実施										
長寿・健康増進事業に準ずる事業 として広域連合会長が必要と認めた 事業の実施										
合 計										

(注)

- 1 (A) 欄は本事業に要する全ての経費の見込み合計額を記入すること。
- 2 (E) 欄は、該当事業の実施計画書 (別紙 2・3) の基準額を記入すること。
- 3 (F) 欄は各事業内容ごとに (D) 欄と (E) 欄を比較して少ない方の金額を記入すること。
- 4 (G) 欄は各事業内容ごとに (F) 欄と (C) 欄を比較して少ない方の金額を記入すること。

平成 年度後期高齢者医療制度特別対策補助金実績額調査書

(市町名)

(単位：円)

事業区分	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入見込額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	遡定額 (F)	広域連合 補助所要額 (G)	補助金交付 決定額 (H)	補助金 受入済額 (I)	補助金超過額 (I) - (G) (J)	備考
長寿・健康増進事業の実施											
健康診査 (追加項目)											
健康教育・健康相談等											
人間ドック等の費用助成											
はり・きゅう等利用費用助成											
健康増進に資する事業											
長寿・健康増進事業に準ずる事業として広域連合長が必要と認めた 事業の実施											
合 計											

(注) 1 (A) 欄は本事業に要する全ての経費の見込み合計額を記入すること。
 2 (E) 欄は、該当事業の実績報告書 (別紙2・3) の基準額を記入すること。
 3 (F) 欄は各事業内容ごとに (D) 欄と (E) 欄を比較して少ない方の金額を記入すること。
 4 (G) 欄は各事業内容ごとに (F) 欄と (C) 欄を比較して少ない方の金額を記入すること。